

パートタイマー給与規程

特定非営利活動法人ジャパンマック

施行 平成31年4月1日

最終改定 令和6年6月11日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、パートタイマー就業規則に基づいてパートタイマーの給与に関する事項を定めたものである。

(賃金体系)

第2条 賃金体系は次の通りとする。

(1) 基本給

(2) 諸手当

①通勤手当

②処遇改善加算手当

(3) 割増給

①時間外割増賃金

②休日割増賃金

③深夜割増賃金

(賃金締切日及び支払日)

第3条 賃金は前月11日から当月10日までの期間（以下「賃金締切り期間」という）について計算し、当月25日（その日が銀行休業日の時はその前営業日）に支払う。

(賃金の計算)

第4条 遅刻・早退・欠勤などにより、所定の労働時間の全部又は一部を休業した場合においては、その休業した時間に対する賃金（諸手当含む）を支給しない。

2 賃金締切り期間の途中において入職又は退職した者の当該締切り期間の賃金（諸手当含む）は勤務した時間に対して支給する。

3 定期券購入費は、欠勤4日以上及び中途の入退職の場合、通勤手当は日割り計算とする。

(賃金の支払方法)

第5条 賃金は、通貨で直接パートタイマーにその全額を支払う。ただし、パートタイマーとの協議により合意のある場合は、本人が指定する預貯金口座への振り込みによって支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは支払の時に控除する。

- (1) 給与所得税
- (2) 市町村民税
- (3) 健康保険料 (該当者のみ)
- (4) 介護保険料 (該当者のみ)
- (5) 雇用保険料 (該当者のみ)
- (6) 厚生年金保険料 (該当者のみ)
- (7) その他労使協定に基づくもの

第2章 基本給

(基本給)

第6条 基本給は、本人の学歴、能力、経験、関係資格の有無等の状況を勘案し、職位、職責、職務内容に応じて決定する。

2 職位については、正職員給与規程(平成14年2月1日施行)第9条の2を準用して適用する。

3 基本給の決定に当たっては、正職員給与規程附則第2条第1項の別表2正職員俸給表から俸給号俸を定め、時間当たりの賃金に換算して行う。

(賃金の改定)

第7条 基本給及び諸手当等の賃金の改定(昇給及び降給をいう。以下同じ。)については、原則として毎年5月分給与(4月11日から5月10日締め切り分)に行うものとし、改定額については、当法人の財務状況及びパートタイマーの勤務成績等を勘案して各人ごとに決定する。また、特別に必要なときは、臨時に賃金の改定を行うことができる。

2 賃金の改定に関しては、正職員給与規程第10条の規定を準用する。

第3章 諸手当

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、交通機関を利用して通勤するものに対して定期券購入費に相当する金額を支給する。ただし、所定労働日数の少ない場合であって1日当たりの交通費実費を支給することが適切な場合は、1日当たりの実費交通費を基礎として出勤日数分支給する。支給上限を原則として50,000円とする。

(処遇改善加算手当)

第9条 障害者総合支援法による「福祉・介護職員等処遇改善加算」を算定する事業所において、対象職員へ処遇改善加算手当として支給する。額面は書面にて通知する。

第10条～第11条の2 削除

(割増賃金の額)

第12条 時間外勤務手当は、次の算式による額とする。

①月間60時間以内の時間外労働がある場合

通常の労働時間の賃金×(1+0.25)×時間外労働時間数

②月間60時間を超える時間外労働がある場合(労使協定に定める代替休暇に替えた時間は①の算式による。)

通常の労働時間の賃金×(1+0.5)×時間外労働時間数

2 休日勤務手当は、次の算式による額とする。

通常の労働時間の賃金×(1+0.35)×休日労働時間数

3 深夜勤務手当は、次の算式による額とする。

①通常の労働時間が深夜の時間帯(22:00から5:00)にある場合

通常の労働時間の賃金×(1+0.25)×深夜労働時間数

②時間外労働又は休日労働が深夜に及んだ場合は時間外割増賃金又は休日割増賃金に加算して支払う。

通常の労働時間の賃金×0.25×深夜労働時間数

4 「通常の労働時間の賃金」とは、次の算式による額とする。

時間給者：基本給+(諸手当(通勤手当除く))÷1か月平均所定労働時間数

月給者：(基本給+諸手当(通勤手当除く))÷1か月平均所定労働時間数

5 時間外勤務手当及び休日勤務手当は、労働基準法第41条に定められた管理監督者に該当する者には支給しない。

6 所定時間外労働は割増賃金を支給しない。

(事業主都合による休業)

第13条 経営上又は業務上の必要があるときは、当法人はパートタイマーに対し休業又は早退を命ずることができる。

2 前項の休業又は早退があったときは、当法人は、1日の平均賃金の6割(一部賃金が支払われているときは、平均賃金の6割と支払われた賃金との差額)を休業手当として支払うものとする。

第4章 賞与

(賞与)

第14条 賞与は原則として支給しない。ただし、特別に賞与を支給する場合がある

2 賞与を支給する場合は、支給される月の初日に在籍しているものを対象とする。

3 賞与の支給基準及び支給額等についてはその都度定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

(改定)

令和4年4月1日改定

令和4年10月1日改定

令和5年3月14日改定

令和6年3月12日改定

令和6年6月11日改定